

日本共産党船橋議員団 ミニにゅす

日本共産党国会議員団千葉事務所 ☎043-302-2005
県会議員 丸山 慎一 ☎047-424-6347
<市議団控室☎436-3030 FAX420-7201>
市 会 議 員

岩井友子 ☎438-8647 関根和子 ☎447-0557
事務所☎429-2160 事務所☎440-7950
金沢和子 ☎422-5278 中沢 学 ☎493-8140
坂井洋介 ☎404-2039 松崎さち ☎419-8470
佐藤重雄 ☎432-9872 渡辺ゆう子 ☎462-7273

船橋市の地球温暖化対策

今年、12月にフランス・パリでCOP21(国連気候変動枠組条約締約国会議第21回会合)が開催されます。COP21では、世界各国が地球温暖化防止に関する2020年以降の「新しい国際枠組み」を合意する予定です。これに先立ち、各国が新しい枠組みの提示を行う中で、日本政府も今年7月に「温室効果ガスを、2030年までに2013年比で26%削減する」

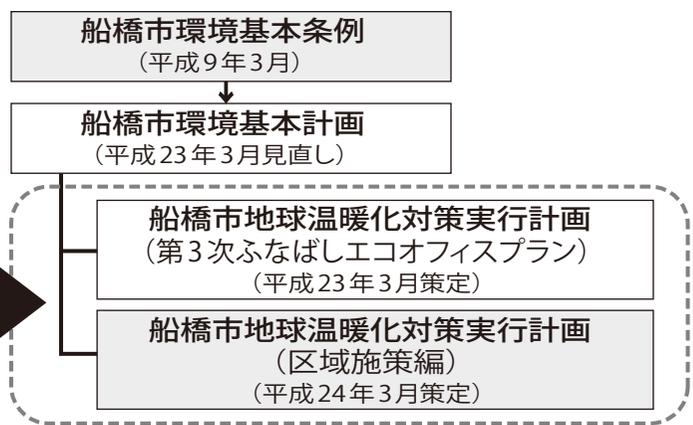
国際的な基準年である1990年での目標設定を

船橋市の地球温暖化対策は、「船橋市環境基本計画」の中で位置づけられ、2つの「船橋市地球温暖化対策実行計画」(以下「実行計画」)によって取り組まれています。2つある「実行計画」のうち、市の事務事業に対する取り組みを「エコオフィスプラン」として、船橋市域全体での取り組みを「船橋市地球温暖化

という目標を提示。1990年度比では、わずか18%の削減という、あまりの目標の低さに、国内だけでなく、国際社会からも批判が寄せられています。船橋市でも新たな計画の策定や見直し作業が行われていますが、こうした政府の低い目標ではなく、市が独自の積極的な目標に取り組みよう、市の対応を求めました。

対策実行計画「区域施策編」としてそれぞれ策定されています。このうち、「エコオフィスプラン」は、来年度から新計画が始まりますが、目標を設定する際の基準年を1990年に設定・堅持するよう求めました。市は、「1990年度比は重要である」と考える。市民にとって分かりやす

【船橋市の計画の位置づけ】



いという視点も入れて、見直し等は、今後、検討する」と答えました。

太陽光エネルギーや 小水力発電活用の促進を

日本共産党は、2011年6月13日に、提言「原発からのすみやかな撤退、自然エネルギーの本格的導入を

裏面へ続く

「表面の続き

国民的討論と合意をよびかけます」を発表し、自然エネルギーの積極的な活用を求めています。

船橋市議会でも、市民の皆さんとの取り組みを進める中で、

・再生可能エネルギーを積極活用するための専門の部署を設ける

・施設の規模に限定せず、全ての公共施設で50Kw未満までの太陽光エネルギー発電施設の設置を検討する

・西浦下水処理場で実施している小水力発電の実証実験の継続を検討する

などの改善が図られてきています。

来年度からは、電気・都市ガス・熱供給事業の一体的全面自由化を狙う電気事業法の改定が実施されます。日本共産党は、原発、石炭火力発電に依存したエネルギー政策ではなく、地域が主体となった再生可能エネルギーの積極的導入をはかるよう求めていきます。

高齢者や障がい者等への「ごみ片付け」支援制度の創設を

市「高齢者にあつては地域包括支援センターなどに相談を」

「家にある大量の荷物を片付けたい」という相談が、高齢者や障がい者の方などから寄せられることがあります。

背景には民間の「ごみ片付け」サービスを利用できる財政力が世帯に無い、足腰が弱い、重い病気を抱えている、家族は寝たきりなど、深刻な事情があり、本人や家族だけでは解決が困難になっています。

練馬区では支援事業を開始

東京都練馬区では昨年度から、自宅のごみの片付けや分別を手助けする高齢者等支援事業「あしすと」を始めました。区の福祉部・健康部・環境部の連携事業です。

福祉部や健康部の担当課がごみ出しの支援が必要な世帯を把握し、支援が必要だと認めたら、当

該世帯や親族の了解を受けた後、清掃事務所へ「あしすと」の依頼を行う。住居内での分別と運び出しは本施策業務として無償で行う。廃棄物処理手数料は45ℓ1袋につき200円とし、生活保護受給者については免除処理を行う。こうした制度です。

9月議会で「このような制度を船橋市でもつくれば、困難な状況にある市民を救済できるのではないかと、市に質問しました。

市は「有料等のボランティアはあるが必要と判断した場合は、福祉・保健の担当課による支援を実施している」と回答しました。しかし実際には「生活保護者が居宅から高齢者施設に入居する場合」「一人暮らしの認知症高齢者である場合（費用は本人負担）」など、市が支援するケースは限られてい

ます。

結局、支援制度があるとは言えませんが、重ねて制度の必要性を訴え、「困っている市民はどこに相談すればよいのか」と問い質しました。

市は「支援が真に必要なと判断した場合は、行政としてしっかり対応していきたい」「高齢者にあつては地域包括支援センター等に相談を」と回答しました。

憲法13条には「すべて国民は、個人として尊重される」とあります。ごみに囲まれた部屋で暮らす、動くに動けない高齢者や障がい者の方は、個人として尊重されていると言えるのでしょうか。今後も住民福祉向上のため、皆さんと一緒に取り組んでいきます。

日本共産党船橋市議団主催

無料 法律相談

11月18日(水)

12月10日(木)

弁護士が相談を受けます

労働相談も受けています

会場：中央公民館

時間：午後1時～4時

要予約 ☎436-3030